

K3 適切な施工体制の確保について

初版 平成22年7月

適切な施工体制の確保について

1 コリンズの登録について

(1) コリンズの登録の対象工事

① 対象工事の登録の種類と工事規模

コリンズへの登録の対象となるのは、国の機関や县市町村等の地方自治体、又は NTT、電力、ガスなどの公益企業が発注する工事で、請負金額が 500 万円（税込み）以上の場合です。

区 分	登録の種類	平成 21 年 8 月 18 日現在（税込）
請負金額 2,500 万円以上の工事	実績登録	工事 1 件ごとに 9,030 円
	訂正	手続きごとに 2,940 円
	実績データ削除	不必要な登録をしたことにより削除した場合： 工事 1 件ごとに返金無し
発注機関の指示により削除した場合： 工事 1 件ごとに 9,030 円返金		
請負金額 500 万円以上 2,500 万円未満の工事	実績登録	工事 1 件ごとに 2,940 円
	訂正	手続きごとに 1,995 円
	実績データ削除	不必要な登録をしたことにより削除した場合： 工事 1 件ごとに返金無し
発注機関の指示により削除した場合： 工事 1 件ごとに 2,940 円返金		

② 契約金額に変更があった場合

イ 500 万円未満

- ・ 500 万円以上となった場合は、すみやかに登録を行います。

ロ 500 万円以上

- ・ 500 万円未満となった場合は、すみやかに登録の削除を行います。

(2) コリンズの登録手続き手順

① コリンズにログインし「建設実績情報の作成・登録」を行う。

② 登録した内容を発注機関の担当者（監督員、主任監督員等）の確認を受ける。

※「登録のための確認のお願い」の様式をダウンロードし、発注機関の担当者の署名・捺印をもらう。

③ 発注機関担当者の情報など確認方法を入力する。

④ 料金の確認を行い登録する。登録確認後、「登録内容確認書」をダウンロードし発注機関へ提出する。

(3) 登録の単位

工事契約上の1契約単位毎行います。

(4) 工事カルテ

工事カルテ、工事件名、請負金額、従事技術者等の施工上の基本的な項目からなる「一般データ」帳票と工事竣工時に登録する技術的な内容からなる「技術データ」帳票からなります。

(5) 登録時の種別

工事カルテの登録は、1契約単位毎に「受注時登録」「途中変更時登録」「竣工時登録」の3つの種別があります。

2 コリズ登録情報の活用

(1) 受注者の活用

工事实績をコリズに登録すると「自社の登録工事データ一覧」の提供や「詳細なデータ」の提供を得ることができます。

(2) 発注者の活用（専任制等の確認）

JACICが提供する「コリズ」とCE財団が提供する「企業情報」を一体的に検索するシステムである「JCIS 検索システム（発注者支援データベースシステム）」により、建設会社の各種データ（工事实績、技術者データ等）の活用が可能です。

特に、監理技術者の専任配置の確認や資格内容の確認等を行うことができ、入札・契約等の適正な執行が確保できます。

3 コリズ登録手続きについて

*手続きは、随時変更が考えられますので受注者はJACICに確認して進めてください。

(1) 登録手続きの流れ

- ① 工事实績データをコリズに登録するためには、日本建設総合情報センター（JACIC）にコリズ・テクリス利用の申し込みが必要です。
- ② コリズ・テクリスにログインし、「建設工事实績情報の作成・登録」を行います。
- ③ 登録した内容を発注機関の担当者に確認してもらいます。
- ④ 発注機関の担当者の情報など確認情報を入力します。
- ⑤ 利用料金の確認を行い登録します。登録確認後、登録内容確認書をダウンロードし発注機関に提出します。

(2) 登録の対象となる工事

コリンズへの登録の対象となるのは、国の機関や縣市町村等の地方自治体、又は NTT、電力、ガス、鉄道会社等の公益企業（まとめて「公的機関」と呼ぶ）から受注した工事で、請負金額（消費税込み）が500万円以上となるものです。（以下「登録対象工事」という）

登録対象工事には、登録をしなければならない「登録義務工事」と、登録をしなくてもよい「任意登録工事」があります。

登録義務工事

発注者と取り交わした工事請負契約図書（共通仕様書、特記仕様書）等にコリンズへの登録を義務付ける旨の記述がある工事の事を言います。この場合、必ずコリンズへの登録を行う必要があります。行わなかった場合は、発注者との契約違反になります。

任意登録工事

登録対象工事のうち、コリンズへの登録を義務付けされていない工事、つまり、「登録義務工事」以外のものと言えます。登録義務の無い場合にも、受注者が自主的に登録することが可能で、「登録義務工事」と同様に工事実績として評価されます。ただし、登録義務工事と同様に、登録前に発注者の内容確認を受ける必要があります。

(3) 登録の単位について

コリンズは、1契約単位ごとの登録となります。たとえば、同じ工事で、1期、2期の別契約となる場合には、それぞれ別に登録する必要があります。

(例) 平成 9年度「第1期〇〇トンネル工事」

平成10年度「第2期〇〇トンネル工事」

平成10年度「第2期〇〇トンネル工事」

のように年度単位の契約となる場合、それぞれを別のデータとしてコリンズ登録する必要があります。

(4) 工事カルテとは

工事カルテとは、工事件名、請負金額、従事技術者等の施工上の基本的項目からなる「一般データ」帳票と、工事竣工時に登録する技術的な内容からなる「技術データ」帳票に分かれています。

(工事カルテ)

工事概要			
項番 0004/0004	*受注時データ * 2500万円未満の工事	途中変更 年月日	02/0 5
1.受注時登録		技術データ	
1)受注時登録の有無		護岸工	
2)CORINS登録番号		1.地盤・水理条件	
2.途中変更年月日		1)基礎の 土質分類	3 礫質土
3.契約形態		2)計画高	3 m3/s
1)随意契約か否か		2.種別	2 多自然型工法 (自然石、柳枝工等)
2)CORINS登録番号		3.構造規模	
4.登録義務の有無		1)施工区分	1 完成
5.工事件名	平成14年度国補河川	2)構造種別	3 併用
6.路線・水系名等	小川川	3)構造	
7.請負金額	123,456,789(円)	a.法面積	4064 m ²
8.工期	2002年03月16日～2003 年03月25日 13ヶ月	b.法長 (代表値)	6 m
9.発注機関		c.高さ (代表値)	5.04 m
1)発注機関コード*		d.高さ (最大)	6.5 m
2)発注機関名	長野県	e.法勾配 (代表値)	0.5 割
3)担当事務所	飯田建設事務所	f.延長	636 m
4)担当者氏名	名賀野技師	g.護岸の 法線	2 曲線有り
5)工事カルテ	2002年3月15日	4)型式	1 石積,コンクリートブロック積
		5)質量	638 t

(5) 登録の種別

工事カルテの登録は、1 契約工事について、受注時点での「受注時登録」と竣工時点での「竣工時登録」の2回の登録が基本となります。また、施工途中の変更契約で、「工期」等に変更があった場合や「技術者の配置変更」があった場合には、「途中変更時登録」が必要になります。(詳細は表-1 参照)

① 受注時登録

工事発注(発注)後、定められた期日内(通常は10日以内)に「受注時登録」を行わなければなりません。「受注時登録」では、「一般データ」のみの登録であり、「技術データ」は登録できません。

② 途中変更時登録

工事の施工途中に「工期」、契約変更が行われた場合や、「現場代理人」「監理技術者」等の変更が行われた場合、「途中変更時登録」を行わなければなりません。「途中変更時登録」も「一般データ」のみの登録であり、「技術データ」は登録できません。

現場代理人または担当技術者の配置変更については、工事の請負契約内容及び建設業法で定める技術者の専任配置を考慮し、発注者と協議のうえ、途中変更時登録の必要性を判断してください。

③ 竣工時登録

工事が竣工しようとする時点で、「竣工時登録」を行わなければなりません。「竣工時登録」では、「一般データ」と「技術データ」の両方の登録が必要です。

(6) コリンズの登録完了について

- ① コリンズ登録は、しゅん工時登録まで行われて完了になります。
- ② しゅん工時登録したカルテの写し（一般データ及び技術データ）はしゅん工検査の際に必ず提示してください。
- ③ しゅん工時登録が済んでいない工事は、未完了として扱われます。

①コリンズ登録についての問い合わせ先

日本建設総合情報センター（JACIC）のコリンズ・テクリスセンター（発注機関担当）

TEL 03-3505-0452 FAX 03-3505-0851

②コリンズホームページ <http://ct.jacic.or.jp/>

④工事実績情報システム <http://www.ct.jacic.or.jp/teikyou/search.html>

4 施工体制の把握

(1) 工事現場における施工体制の把握要領

平成 21 年 5 月 13 日 21 建政技第 53 号「工事現場における施工体制の把握要領の一部改正について」により、長野県が発注する工事では、主任技術者又は監理技術者（以下「監理技術者等」という）の専任制等の把握の徹底を図る。

- ・ 入札前及び入札後・契約前における監理技術者等の資格要件の確認
- ・ 契約後及び工事現場における施工体制の把握

(2) 「現場代理人、主任技術者等の通知」の際の資格、所属証明について

「技術者等の通知書」により以下の証明を添えて報告する。

① 資格を証明する書類

- ・ 監理技術者にあつては、資格者証の写し。
- ・ 主任技術者にあつては、資格該当要件を満たす証明書（試験合格通知書等）

② 所属証明は、保険証等常時雇用が証明できる公的な書類の写しを原則とする。

5 契約約款にもとづく下請負人通知

発注者は、契約約款第 7 条により請負者が下請負契約を締結した場合には、下請負契約金額に関わらず、請負者から書面で報告をもとめることができるとされている。この下請負人通知は、下請負を行う場合は、金額に係わらず原則として提出するものとする。

下請負人通知書

年 月 日

事務所長 様

住 所
請負者商号
又は名称
代表者氏名

下請負人の状況は下記のとおりです。

記

1 工事名、工事場所

工事名

工事場所

2 下請負人に関する事項

商号又は名称	代表者氏名	住 所	現場責任者の氏名	下請負契約			建設業の許可の状況			
				工種	数量	金額	業種	許 可 年月日	般 特の別	許可番号

下請負に付した理由

下請負人通知は、施工計画、施工体制台帳作成以前に提出するものとし、その後、変更があった場合はその都度提出する。

1 次下請けまで提出する